居宅介護支援事業所アミーキ重要事項説明書

当事業者は利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1　事業の目的と運営方針

要介護状態のある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

居宅サービス計画書の作成にあたって利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であること等につき十分説明を行います。

2　事業の内容

(1)　指定番号及び提供地域

名　称　　居宅介護支援事業所アミーキ
所在地　　伊勢崎市磯町 435-1
電　話　　0270-20-2130
介護保険指定番号　居宅介護支援　群馬県　1070402878
サービス提供地域　伊勢崎市・桐生市・前橋市・みどり市
（地域については応相談）

(2)　従業者体制

管理者	介護支援専門員	1 名
介護支援専門員	介護支援専門員	3 名以上 （1 名は管理者兼務）
その他	事務職員	1 名（兼務）

(3)　窓口開設時間

月～土　午前 8：30～午後 5：30

＊但し、日曜日、国民の祝日、12 月 30 日～1 月 3 日までは休みとします。

＊緊急の場合は 24 時間受付体制を確保しています。

3　利用料金

(1)　要介護認定を受けられた方の居宅介護支援の料金は下記の通りです。ただし、法定代理受領により当事業者の居宅介護支援に介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

基本単位：要介護 1・2[1,086 単位/月]　　要介護 3・4・5 [1,411 単位/月]
特定事業所加算Ⅰ [519 単位/月]　　特定事業所加算Ⅱ [421 単位/月]
特定事業所加算Ⅲ [323 単位/月]　　特定事業所加算 A [114 単位/月]

＊取扱件数による逓減制、特定事業所集中減算、運営基準減算があります。
初回加算[300 単位]
入院時情報連携加算（Ⅰ）[250 単位/月]　（Ⅱ）[200 単位/月]
退院・退所加算　[450 単位～900 単位]
通院時情報連携加算　[50 単位/月]
ターミナルケアマネジメント加算　[400 単位/回]
緊急時等居宅カンファレンス加算　[200 単位/回]
処遇改善加算　所定単位数に 2.1%を乗じた単位数
＊伊勢崎市は７級地のため、1 単位 10.21 円

(2)　介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、いったん上記の介護保険法に定める居宅介護支援費の全額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(3)　サービス提供地域以外の居宅介護支援
サービス提供地域を超えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお，自動車を使用した場合の交通費は，次の額を徴収します.
実施地域を超えた地点から 10 ㎞未満　100 円
実施地域を超えた地点から 10 ㎞以上　200 円

4　居宅介護支援のサービス内容

(1)　「要介護」の認定をうけた方が、居宅において介護保険による介護サービスを利用するには、すべて居宅サービス計画(ケアプラン)の作成が必要です。

(2)　居宅サービス計画(ケアプラン)は、事業者の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、ご本人や家族の希望をうかがい、相談しながら作成します。利用者の相談は事業所内又は利用者の自宅、その他必要と認められる場所で行います。

(3)　作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて、介護サービスが利用者に対して適切に提供されるようサービス事業者と連絡調整を行います。

(4)　介護保険サービス利用に関するさまざまなことがらについて支援します。市町村の要介護認定の結果に納得できないなどの場合にもご相談ください。

5　医療との連携

(1)　担当職員は、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、入院先医療機関との早期からの連携により退院後の円滑な在宅生活支援を行うため、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えることを、利用者及び家族に求めるものとします。

(2)　担当職員は、利用者が医療系サービスを希望している場合には、あらかじめ利用者の同意を得

て、主治の医師等に意見を求めるとともに、主治の医師等に必要な情報伝達や居宅サービス計画書（ケアプラン）の交付をします。

⑶　担当職員は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係わる情報について、主治の医師の助言を必要とした場合には、利用者の同意を得て、主治の医師等に提供します。

6　公正中立なケアマネジメント

担当職員は、居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成にあたり、利用者は複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めること、及び介護サービス計画書（ケアプラン）の原案に位置付けた指定介護サービス事業所等の選定理由を求めることが可能であることを、十分に説明します。

当事業所の居宅サービス計画（ケアプラン）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

7　障害福祉制度の相談支援専門員との連携

担当職員は、障害福祉サービスを利用してきたものが当契約の利用者となる場合は、障害福祉制度の相談支援専門員等との密接な連携に努めます。

8　緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに各市町村の担当部署、主治医、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者に報告します。

9　事故発生時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めます。

⑴　利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに各市町村の担当部署、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

⑵　利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

⑶　事故が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を講じます。また、その詳細を記録にとどめるものとします。

10　守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を守ります。

また、退職後においてもこれらも秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11　利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12　虐待の防止と身体拘束の原則禁止

利用者の人権擁護・虐待防止、身体拘束の廃止等のため、虐待・身体拘束の発生又はその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備、担当職員への研修を実施します。また虐待防止のための担当者を設置します。

虐待防止に関する担当者　　管理者　小保方　史

13　感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、担当職員への研修・訓練を実施します。

14　業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、担当職員への研修・訓練を実施します。

15　ハラスメント対策の強化

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

16　苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応する。

苦情対応窓口	管理者　小保方　史
ご利用時間	月～土　　午前 8：30～午後 5：30
電話番号	0270-20-2130

＊公的機関においても、苦情申し立てが出来ます。

伊勢崎市役所	長寿社会部	介護保険課	0270-27-2743（直通）
前橋市役所	福　祉　部	介護保険課	027-898-6157（直通）
桐生市役所	保健福祉部	長寿介護課	0277-44-8217（直通）
みどり市役所	保健福祉部	介護高齢課	0277-76-0974（直通）
群馬県国民健康保険団体連合会			027-290-1323（苦情専用）
群馬県社会福祉協議会（福祉サービス運営適正化委員会）			027-255-6669（苦情専用）

17　その他

(1)　担当介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。

(2)　課題分析の方法として居宅サービスガイドライン方式を使用します。

(3) 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で、ご利用者の都合により解約した場合、解約料等は発生しません。